

みついけ介護支援サービス 渡邊ケアマネからの情報提供

先日、書面（自己点検シート）での監査を受けまして、その時の全体的な流れを、情報提供させていただきます。部会で情報を共有し、少しでも他の事業所さんの為になればと思います。

10月5日付、指定事業所監査の実施案内（書面検査）が届く。

提出期限 11月2日（通常月末のようだが、31日が日曜なので、翌月になったかと）

提出書類

ぎふ福祉ポータル内様式をダウンロードして使う。（1と2）

- 1、フェースシート（法人名、指定年月日などの情報を記入するもの）
- 2、自己点検シート
- 3、勤務実績表（ケアマネの勤務時間を把握するため）
- 4、利用者の実績（その月のプランを把握するため）

10月29日に郵送完了

10月30日に、振興局から電話あり。

何名かの利用者を指定し、確認したいことがあるとの事。当方、接骨院業務と兼務につき、現在治療中であること、もう一人のケアマネも不在であることを申し出ると、11月4日午前（8時半）に、こちらから電話をしてくれ、という事で一旦終了。

11月4日に、こちらから電話をする。

先方の指定した利用者は5名（先方が名前を指定）

CM1の担当者（Wさん）

- 1、入院時の医療連携加算のある利用者
- 2、認知症加算のある利用者
- 3、独居加算のある利用者

CM2の担当者（Yさん）

- 4、一番古い利用者
 - 5、最新の利用
- (4,5 は、こちらで選定し申告)

問い合わせ内容

- 1、入院日と情報提供した日にち
情報提供内容、方法
- 2、認知症であることの確認方法
- 3、独居であることの確認方法
加算はいつから算定しているか？
- 4、5
契約年月日
初回アセスメント年月日
初回ケアカンファレンス年月日
最初の居宅サービス計画書の作成日と利用者から印鑑をもらった日
サービス利用開始日

考察

- 1、入院してから、規定期日内に情報提供したかの確認。
情報提供の方法確認。
FAXで当方の様式にて提供している。(部会でもらったもの)
内容は「経緯、利用介護サービスの内容、問題点、家族、本人の今後の思いなど」と説明する。OK。
口頭での情報提供はNGかと。
- 2、主治医の意見書の認知症高齢者の日常生活自立度でⅢ以上と確認した旨伝える。OK。
- 3、独居の確認は、住民票で確認している旨伝える。
家族全員の住民票かどうか？そうです。OK。
サービス利用前に確認したか？そうです。OK。

2と3については、毎月、独居であること、認知症であることの問題点の有無などをモニタリングして対応しているということで、加算請求をしてください。と説明される。

モニタリング様式か、支援経過に毎月、記録がないといけないと思われる。

4と5については、ケアマネの必ず行わなければならない事を、しっかりとやっているかの確認。

契約後、初回のサービス利用までに、アセスメントを行い、カンファレンスを行い、居宅サービス計画書が作成され、かつ、利用者の印鑑をもらっていないと、問題を指摘されると思われる。

たとえば、書類が整う前に、デイサービスを計画し、利用を開始してしまった場合でも計画書作成日や印鑑をもらった日付は、サービス利用前におかないと、問題を指摘されそう。

以上で、書面検査の確認を完結とさせていただきます。とお言葉を戴きましたが、他の事業所で、書面での監査が終了し、監査の終了報告書が届いた後で、実地指導の案内がきた所があり、まだ、完全に安心できない状況です。